

みやぎスマイルビーチ・プログラム実施要領

(目的)

第1 この要領は、県土木事務所が管理する公共海岸（以下「県管理海岸」という。）におけるボランティア活動を支援し、ボランティア活動の活性化及び海岸に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的とします。

(事業の内容)

第2 県は、県管理海岸の全部又は一部の区域において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルサポーター（以下「サポーター」という。）として認定し、市町村と協力して必要な支援を行うみやぎスマイルビーチ・プログラム（以下「プログラム」という。）を実施します。

(市町村への協力要請)

第3 県は、プログラムの実施について、県管理海岸のうち、サポーターが活動を希望する区域（以下「対象海岸」という。）が存する市町村に協力を要請します。

(プログラム参加者)

第4 プログラムへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加希望の対象海岸を管理する土木事務所長（以下「所長」という。）にスマイルサポーター認定申込書（別記様式第1号。以下「認定申込書」という。）を提出します。

2 認定申込書を提出できる者は、県管理海岸において清掃、除草等のボランティア活動を行い、又は行おうとする5人以上の団体（NPO、町内会、自治会、商工会、クラブ会等をいう。）若しくは企業を原則とします。

(サポーターの活動)

第5 サポーターは、対象海岸の美化活動を行うこととします。この場合において、サポーターの活動区域が県管理海岸以外の公共海岸にまたがることを妨げません。対象海岸において、複数の団体が重複する場合は、対象海岸や活動時期の調整を行うものとします。

2 サポーターは、年間2回以上の海岸の美化活動を実施するものとします。

(活動期間)

第6 活動期間は、所長と参加希望者が事前に協議の上定めることとしますが、原則として1年間とします。

なお、活動期間終了後、継続して参加する場合は、所長が活動内容を審査し、活動期間を更新することができることとします。

(サポーターの認定及び覚書の締結)

第7 参加希望者から認定申込書を受理した所長は、当該参加希望者をサポーターとして認定することに関し、市町村長に意見を聴き、審査の上サポーターを認定します。

2 所長は、サポーターを認定したときは、サポーター及び市町村長と速やかに「みやぎ

スマイルビーチ・プログラムに関する覚書」(別記様式第2号。以下「覚書」という。)を締結します。

3 所長は、覚書を締結したときは、サポーターに対し、スマイルサポーター認定証(別記様式第3号)を交付します。

(表示板の設置)

第8 所長は、サポーターの希望により、サポーターの団体名等を記載した表示板(別記様式第4号)を、対象海岸内の海岸管理上支障のない位置に設置することができるものとします。ただし、対象海岸において、複数の団体が重複する場合は、表示板の設置及び記載内容について調整を行うものとします。

(傷害保険への加入)

第9 県は、サポーターの構成員が覚書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、傷害保険に加入します。

(物品の支給)

第10 所長は、サポーターに対し、別表に定める基準により海岸の美化活動に必要な物品を予算の範囲内で支給することができるものとします。

(助言と勧告)

第11 所長は、市町村長と協力し、サポーターの活動に対して必要な助言及び勧告ができるものとします。

(覚書の解除)

第12 所長は、サポーターが覚書の解除を申し出たときは、覚書を解除します。また、サポーターに関係法令等に違反する行為があったとき又はサポーターとしてふさわしくない行為があったときは、あらかじめサポーター及び市町村長の意見を聴いた上でサポーターの認定を取り消し、覚書を解除することがあります。この場合において、第8の規定により設置した表示板は、撤去又はサポーターの名称等の抹消を行います。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めず。

別表

構成員数	上限金額
9人以下	2,000円
10人以上14人以下	4,000円
15人以上19人以下	6,000円
20人以上24人以下	8,000円
25人以上29人以下	10,000円
30人以上34人以下	12,000円
35人以上39人以下	14,000円

40人以上44人以下	16,000円
45人以上49人以下	18,000円
50人以上	20,000円

備考 物品の支給は1団体につき1回限りとします。

附 則

この要領は、平成20年1月25日から施行します。

附 則

この要領は、平成27年2月2日から施行します。